

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成26年11月14日
【会社名】	株式会社アルファクス・フード・システム
【英訳名】	Alphax Food System Co., LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松崎 常男
【本店の所在の場所】	山口県宇部市西本町二丁目14番30号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小網町9番3号
【電話番号】	03-5649-2100
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理部長 河原 克樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 520,200,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年11月12日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

6 大規模な第三者割当の必要性

(3) 株式の希薄化による株主に対する影響

(本第三者委員会の意見の概要)

(2) 発行価額の相当性

第三部 追完情報

3. 決算短信の提出について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【証券情報】

第3【第三者割当の場合の特記事項】

3【発行条件に関する事項】

（訂正前）

< 前略 >

なお、本第三者割当増資に関しては出席した全監査役から前営業日の終値を算定の基礎としており「募集条件が引き受けるものにとって特に有利な価格とは認められない」旨、また発行条件のうち「資金調達目的、手段及び方法のいずれについても客観的に不適切な部分は認められない」旨の意見を表明しております。

（訂正後）

< 前略 >

なお、本第三者割当増資に関しては、監査役2名（溝部和昭、古閑謙士）は、前営業日の終値を算定の基礎としており「日本証券業協会の『第三者割当増資の取扱いに関する指針』（平成22年4月1日）に従っていることから有利発行には該当しない」旨、また発行条件のうち「資金調達目的、手段及び方法のいずれについても客観的に不適切な部分は認められない」旨の意見を表明しております。平成26年11月12日開催の取締役会において監査役1名（堀江義光）は、有利発行に関しては特段の意見は述べておりません。熟議をしないといけないとの意見を述べております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(3) 株式の希薄化による株主に対する影響

（訂正前）

本第三者割当による新株式発行にかかる発行新株式数は、900,000株（議決権9,000個）であり、平成26年9月30日現在の当社発行済株式総数2,513,800株から議決権を有しない株式331,548株及び単元株式152株を除いた株式数2,182,100株（議決権数21,821個）に対して41.24%の希薄化率となりますが、他方で現在の状況では、火急の課題であるソフトウェア開発への投資、データセンターの建設、戦略商品の在庫投資を計画しております。

< 中略 >

本第三者割当増資の発行条件につき、当社監査役会から、有利発行でないことに関する監査役の適法性に係る意見表明として、「有利発行には該当しない」との意見書を入手しております。

< 後略 >

（訂正後）

本第三者割当による新株式発行にかかる発行新株式数は、900,000株（議決権9,000個）であり、平成26年9月30日現在の当社発行済株式総数2,513,800株から議決権を有しない株式331,548株及び単元未済株式152株を除いた株式数2,182,100株（議決権数21,821個）に対して41.24%の希薄化率となりますが、他方で現在の状況では、火急の課題であるソフトウェア開発への投資、データセンターの建設、戦略商品の在庫投資を計画しております。

< 中略 >

下線部分を削除

< 後略 >

（本第三者委員会の意見の概要）

（訂正前）

発行価額の相当性

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成24年4月1日）に従い、本件第三者割当にかかる当社取締役会決議の直前日までの直前1ヵ月の平均株価に0.9を乗じた額以上の額を本件第三者割当の発行価額としている。

当社が発行価格算定の基準として取締役会決議の前営業日の終値ではなく1ヵ月平均を採用した理由は、過去6ヵ月に株価が大きく上昇及び下落をしていないものの当社株式の流動性が低く、そのような状況の中で、当社個別の事由（開示情報等）による当社株式の上昇及び下落といったことではなく、出来高の水準がとても低いことから当社株式の大きな上昇及び下落をしてしまう状況にあるためである。

このような理由から、当社は、取締役会決議の前営業日の終値を基準とするのではなく、当社株式の出来高の低さから起こりうる特殊な要因を排除することができる一定期間の平均株価という標準化された株価を基準とすることが、客観性及び合理性がより高いものになると考えている。

また、当社は、取締役会決議の前営業日の終値が企業価値を反映している価格であるという認識のもと、当社株式の出来高の低さから起こりうる特殊な要因を排除することができる一定期間の平均株価という標準化された株価を基準とすることが、客観性及び合理性がより高いものになると考え、その期間は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」による「当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6ヵ月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額」に適した期間とするなかで、本第三者割当増資に最も近接した期間とするべきであると判断し、当社の現状の企業価値を最も反映していると考えられる期間は取締役会決議の前営業日の終値を含む1ヵ月平均であると判断している。

この判断については、不合理な点はないと評価でき、したがって、当社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、本件第三者割当の発行価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成24年4月1日）に従っていることから有利発行には該当しないこととなり、相当な発行価額での第三者割当と言える。

（訂正後）

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成24年4月1日）に従い、本件第三者割当にかかる当社取締役会決議の直前日の終値に0.9を乗じた額以上の額を本件第三者割当の発行価額としている。

この判断については、不合理な点はないと評価でき、したがって、当社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、本件第三者割当の発行価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成24年4月1日）に従っていることから有利発行には該当しないこととなり、相当な発行価額での第三者割当と言える。

第三部【追完情報】

3. 決算短信の提出について

(訂正前)

(訂正後)

(貸借対照表関係)

1. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年9月30日)	当事業年度 (平成26年9月30日)
当座貸越極度額の総額	1,350,000千円	1,350,000千円
借入実行残高	611,000	775,500
差引額	739,000	574,500

2. 保証債務

前事業年度(平成25年9月30日)

システム機器の販売顧客のリース債務14,739千円について、債務保証を行っております。

当事業年度(平成26年9月30日)

システム機器の販売顧客のリース債務13,228千円について、債務保証を行っております。

(損益計算書関係)

1. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のものが売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
たな卸資産評価損	- 千円	246,103千円

2. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
工具、器具及び備品	- 千円	1,079千円

3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
車輛運搬具	- 千円	0千円
工具、器具及び備品	-	85
計	- 千円	85千円

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
現金及び預金勘定	449,877千円	487,368千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	28,500	34,500
現金及び現金同等物	421,377	452,868